私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律　概要

1　目的（第1条）

①私事性的画像記録の提供等の処罰
②プロバイダ責任制限法の特例
③被害者に対する支援体制の整備　等

⇒ 個人の名誉・私生活の平穏の侵害による被害の発生・拡大を防止

2　定義（第2条）

★児童ポルノ禁止法の「児童ポルノ」の定義に倣ったもの

●「私事性的画像記録」（電子情報）・「私事性的画像記録物」（有体物）
＝①～③のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像（※）に係る記録・物
※本人が第三者に見られることを認識した上で撮影を許可した画像（アダルトビデオ・グラビア写真等）を除く

①性交又は性交類似行為に係る人の姿態
②他人が人の性器等を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
③衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

3　罰則（第3条）

※いずれも親告罪・国民の国外犯処罰

（1）　公表罪

第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、
私事性的画像記録（物）を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者
⇒3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

（2）　公表目的提供罪

（1）の行為をさせる目的で、私事性的画像記録（物）を提供した者
Ex. LINE等によって拡散目的で特定少数者に提供　⇒1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

4　プロバイダ責任制限法の特例（画像の削除）（第4条）

【現状】
◎違法性が明らかな場合など　⇒ガイドラインや契約約款により即時削除
○プロバイダ等が権利侵害を判断できる場合　⇒即時削除（法3条2項1号により免責）
△プロバイダ等が権利侵害を判断できない場合
⇒①被害者から削除申出→②発信者に対して削除に同意するか照会
→③7日経過しても不同意の申出がない→④削除（法3条2項2号により免責）

↳ 私事性的画像記録に係る情報の流通による名誉又は私生活の平穏の侵害につき、③の7日を2日に短縮する特例（被害者死亡の場合には遺族が申出可）

★公職の候補者等に係る特例を参考にしたもの

5　支援体制の整備等（第5条・第6条）

●支援体制の整備等
①被害者が告訴などを行いやすくするために必要な体制の充実
②削除の申出先、申出方法等についての周知を図るための広報活動等の充実
③一元的に被害者の相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
●被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発

6　その他（附則）

●被害回復及び処罰の確保に資する国際協力の在り方等に関する検討
●この法律の見直しに関する検討